

市営住宅駐車場使用

☐許可申請書

☐変更届

大牟田市営住宅条例（以下、「条例」という。）第47条により、市営住宅および駐車場の使用は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定される暴力団員には許可できません。本申請の資格審査にあたり、市長が福岡県警察に暴力団員に係る照会をすることに、名義人及び同居者（※高校在学までの者を除く、満15歳以上の者。以下、「名義人等」という。）の同意が必要です。同意がない場合は、資格審査ができない理由により申請を受理できません。

【条例の抜粋】
（使用者の資格）
第47条 駐車場を使用する者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。
（1）～（3） 略
（4） 第39条第1項第1号から第9号までのいずれの場合にも該当しないこと。
第39条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し、公営住宅の明渡しを請求することができる。
（1）～（8） 略
（9） 暴力団員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む）。

（注）本件の同意に基づき、大牟田市が、福岡県警察への照会で得る個人情報は暴力団員に係るもののみであり、市営住宅および駐車場の使用許可にかかる資格審査以外には使用しません。福岡県警察においても、大牟田市の照会により得た個人情報は市の照会目的以外には使用されません。

令和 年 月 日

大牟田市長 殿

市営 住宅 棟 号

住宅名義人 〇 ー ー

下記駐車場の使用について、条例第47条の規定に同意した上で、大牟田市営住宅駐車場設置要綱に基づき自動車検査証の写しを添えて申し込みます。なお、条例、その他市の許可条件等に違反したときは、速やかに返還いたします。

☐条例第47条第4号に基づき、市長が福岡県警察に暴力団員に係る照会をすることに同意します。
※新規購入や買い替えの場合の自動車検査証の写しは、後日すみやかに提出すること。

駐 車 場 番 号	市 営 住宅駐車場 番		
使 用 者 名	名義人との続柄 ()		
自 動 車 登 録 番 号 車 種 等		排気量	
		CC	
使 用 開 始 日	昭和・平成・令和 年 月 日	から使用	
備 考			

以下、市営住宅管理センターおよび市役所記入欄

	PC		一覧		許可書		納・振		支払		車検証
--	----	--	----	--	-----	--	-----	--	----	--	-----

上記の内容で市に許可をお伺いします。

セン ター	担 当	副センター長	センター長

許可してよいかお伺いします。

市役 所	担 当	主 査

受付印